前橋市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

令和4年11月29日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業集落排水処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「農業集落排水処理施設」とは、計画処理区域における水 洗便所のし尿及び家庭雑排水を排除するために公営企業管理者(以下「管理者」 という。)が設けた排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続してし尿及び 家庭雑排水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するた めに設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
- 2 この条例において「計画処理区域」とは、農業集落においてし尿及び家庭雑排水 の集合処理を目的として管理者が定めた地域をいう。
- 3 この条例において「排水設備」とは、計画処理区域内の建築物の所有者がその土地のし尿及び家庭雑排水を農業集落排水処理施設に流入させるための排水管、排水渠、水洗便所その他の排水施設をいう。

(設置)

第3条 市民の生活環境の改善を図るため、本市に農業集落排水処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第4条 農業集落排水処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
前橋市小屋原集落排水処理施設	前橋市小屋原町1370番地1
前橋市公田地区集落排水処理施設	前橋市公田町634番地

前橋市下増田地区集落排水処理施設	前橋市下増田町490番地
前橋市上増田地区集落排水処理施設	前橋市上増田町139番地
前橋市大室地区集落排水処理施設	前橋市東大室町231番地3
前橋市今井地区集落排水処理施設	前橋市上増田町1446番地1
前橋市二之宮地区集落排水処理施設	前橋市新井町176番地1
前橋市樋越地区集落排水処理施設	前橋市樋越町775番地
前橋市稲里地区集落排水処理施設	前橋市粕川町新屋110番地
前橋市新屋地区集落排水処理施設	前橋市粕川町深津1764番地1
前橋市込皆戸地区集落排水処理施設	前橋市粕川町込皆戸400番地2
前橋市馬場地区集落排水処理施設	前橋市馬場町422番地8
前橋市荒砥北部地区集落排水処理施設	前橋市二之宮町88番地
前橋市米野地区集落排水処理施設	前橋市富士見町米野1322番地
前橋市横引地区集落排水処理施設	前橋市富士見町横室1033番地
前橋市市之木場地区集落排水処理施設	前橋市富士見町引田102番地
前橋市石井地区集落排水処理施設	前橋市富士見町石井262番地
前橋市富士見東部地区集落排水処理施設	前橋市富士見町小暮642番地
前橋市白川東地区集落排水処理施設	前橋市富士見町小暮107番地

(排水設備の設置義務)

第5条 農業集落排水処理施設の計画処理区域内の建築物の所有者は、当該施設の利用が可能となった日から遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築(次条において「新設等」という。)を行お うとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめその計画が排水設備の 設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に 必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について届け出て、管理者の確認を受けなければならない。

(排水設備の新設等の工事の実施)

第7条 排水設備の新設等の工事は、前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋市条例 第54号。以下「下水道条例」という。)第6条の規定による管理者の指定を受 けた下水道排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。

(利用の届出)

第8条 計画処理区域に居住する者で農業集落排水処理施設を利用するものは、利用 を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出な ければならない。

(使用料)

第9条 使用料の額は、下水道条例第16条に定める一般用基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(使用料の減免)

第10条 管理者は、特に必要があると認めるときは、前条の規定による使用料を減 免することができる。

(準用規定)

第11条 この条例に定めるもののほか、農業集落排水処理施設の維持管理に必要な 事項及び下水道排水設備指定工事店に関する事項に関しては、下水道条例の規定 を準用する。この場合において、下水道条例の規定中「公共下水道」とあるの は、「農業集落排水処理施設」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例(昭和54年前橋市条例第30号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為で農業集落排水処理施設に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。